

## 夏井川漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

**第1条** この規則は、夏井川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、ふな、こい、うぐい、いわな、やまめ及びぶなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条** 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。
2. 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、承認するものとする。
  3. 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	竿の長さは10メートル以内

2. 前項の表に規定する竿釣の遊漁を行う場合、あゆ釣については、夏井川は愛谷堰堤より上流東北電力株式会社夏井川第3発電所までの区間(小玉川は除く。)及び川前町宇根尻橋上下流各500メートルの区間並びに好間川の町田橋より上流は、友釣・どぶ釣以外の遊漁をしてはならない。ただし、夏井川と小玉川の合流点から下流の夏井川については、8月21日から12月31日までの期間は、これを適用しない。
3. あゆ釣の場合における竿数は、一人一本とする。

### (遊漁期間)

**第4条** 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月の第4土曜日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間
やまめ、いわな	4月1日から9月30日まで

2. 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは福島民報新聞及び福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 夏井川漁業協同組合事務所
- (2) 夏井川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

### (禁止区域)

第5条 前条第1項に規定する期間内であっても、次の表の左欄に掲げる河川の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

名 称	区 域	期 間
幹川夏井川	いわき市地内県道磐城舞子橋橋脚上流端から下流部全域	1月1日から12月31日まで
	田村郡小野町地内平館橋橋脚上流端より1,200メートル地点から上流五條橋橋脚上流端までの区域	1月1日から12月31日まで
	いわき市平赤井地内愛谷堰堤下流端から下流100メートルの区域	1月1日から12月31日まで
	いわき市地内市道広畑橋の橋脚上流端から下流同市平地内平大橋橋脚下流端より下流300メートルまでの区域	9月20日から11月30日まで
支川好間川	いわき市好間町地内独古内堰堤下流端から好間川と夏井川との合流点までの区域	9月20日から11月30日まで

2. 前項で定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
3. 前項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

### (全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな	15センチメートル
うなぎ	21センチメートル
うぐい	6センチメートル

### (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学生又は中学生のときは無料とする。なお、1日の遊漁料について、遊漁者が肢体不自由者

のときは当該額の1/2に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
こい、ふな、あゆ、うぐい、 いわな、やまめ、うなぎ	手釣、竿釣	1日	2,000円(組合事務所又は取扱所) 3,000円(遊漁現場)
		1年	7,000円
		1年	3,000円(高校生・肢体不自由者)
こい、ふな、うぐい、うなぎ	手釣、竿釣	1日	1,000円(組合事務所又は取扱所) 1,500円(遊漁現場) ただし、これを全魚種に変更する場合は差額800円(遊漁現場の場合は(1,500円)を追加納付するものとする。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 夏井川漁業協同組合事務所
- (2) 夏井川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考になる事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の発行は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

### (遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

### **(漁場監視員)**

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

### **(違反者に対する措置)**

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。